

J P C O A R  
オープンアクセスリポジトリ推進協会

# オープンアクセス方針策定機関実態調査報告書

オープンアクセスリポジトリ推進協会（JPCOAR）  
OA 方針成果普及タスクフォース

2018 年 2 月



## 目次

1	調査の概要	1
1.1	目的	1
1.2	調査対象	1
1.3	調査内容	1
1.4	回答方法	1
1.5	回答期間	2
1.6	回答数	2
1.7	集計上の留意事項	2
2	結果要旨	3
2.1	OA 方針策定過程に関して	3
2.2	OA 方針の内容に関して	3
2.3	OA 方針の運用に関して	3
2.4	策定後の取り組み・評価に関して	3
3	調査結果	5
3.1	基礎情報	5
3.2	策定過程に関する質問	5
3.3	OA 方針の内容に関する質問	10
3.4	OA 方針の運用に関する質問	13
3.5	策定後の取組み・評価に関する質問	20
4	OA 方針成果普及タスクフォース（2017 年度） 名簿	24

## 1 調査の概要

### 1.1 目的

オープンアクセスリポジトリ推進協会（JPCOAR）は、2017年2月28日「オープンアクセス方針策定ガイド」「オープンアクセス方針リンク集」を作成・公開した。これらのツールは、各機関がオープンアクセス（OA）方針を策定する際に、策定過程や運用面での課題を理解し、実践に役立てることを目指して作成したもので、「オープンアクセス方針策定ガイド」はOA方針を先行して策定した機関の経験に基づき、策定から実施までの手順を示している。

本調査は、OA方針を既に策定・実施している、より多くの機関を対象として、方針策定過程や運用の実態を把握し、結果をもとに「オープンアクセス方針策定ガイド」をより実践的なガイドへ充実させることを目的として実施したものである。

### 1.2 調査対象

オープンアクセス方針策定済機関 15 機関

（2017年10月時点「オープンアクセス方針リンク集」掲載機関）

### 1.3 調査内容

オープンアクセス方針の実施、運用に関する実態調査（全18問）

調査項目は大きく、

- (1) OA 方針策定過程に関する質問
- (2) OA 方針の内容に関する質問
- (3) OA 方針の運用に関する質問
- (4) OA 方針策定後の取り組み・評価についての質問

に分けられる。主な調査項目は以下である。

- ・ 方針策定のために事前に働きかけた人・部署（部局）
- ・ 業績評価に関する内容の記載有無
- ・ ペナルティの有無
- ・ ゴールドOA論文、外部リポジトリ公開済み論文の取り扱い
- ・ OA方針を免除された論文のダークアーカイブ有無
- ・ OA方針対象者の負担軽減に関する方策
- ・ 方針策定後の働きかけとして実施した取り組み
- ・ 方針策定後の業務変化

### 1.4 回答方法

Web フォームによる回答

### 1.5 回答期間

2017年10月17日(火)～11月17日(金)

### 1.6 回答数

重複を除く有効回答 14 件 (未回答：1 機関)

### 1.7 集計上の留意事項

- ・調査対象機関にはオープンアクセスを義務、推奨としている機関両方を含む
- ・複数回答可とする設問では、合計回答数が回答機関数 14 機関を超えている。
- ・各機関の回答について、特定の機関名の記述や機関が特定できる情報が記述されている部分は編集を加え、情報を補足する場合は[ ]を用いて記述した。

## 2 結果要旨

### 2.1 OA 方針策定過程に関して

OA 方針策定の過程や策定時の課題点等について、質問した（⇒詳細は 3.2 策定過程に関する質問）。方針の策定手続きは主に図書館が担ったという機関が多く、また、策定時に事前に人・部署(部局)へ働きかけを行ったという機関が、機関の部署の長・管理職からの要請によるもので働きかけはしなかったという機関よりも多かった。事前に働きかけを行った場合、図書館長から学長、理事、各部局等へ働きかけたという回答が多くあること、策定自体が図書館長の発案や問題提起に端を発するという機関もあることを考え併せると、図書館長を方針策定時のキーパーソンと位置づけ、現場担当者からの最初の働きかけ先とすることが重要である。

### 2.2 OA 方針の内容に関して

策定された OA 方針について、各機関で相違があることが予想される項目について、内容に関する設問を設定した（⇒詳細は 3.3 OA 方針の内容に関する質問）。方針の順守による業績評価や順守しない場合のペナルティを設定している機関は、現状では存在しない。ゴールド OA 論文、外部リポジトリで公開済の論文の扱いについて、成果物の公開場所を機関リポジトリへ集約し、外部公開済の論文も登録対象とする方針が多いが、OA 化されていること自体を重視し、機関リポジトリへの登録は原則としない方針もある。OA 方針策定時には、どちらの方向とするかを検討する必要がある。

### 2.3 OA 方針の運用に関して

OA 方針を運用するにあたって、課題になることが想定される事項について質問した（⇒詳細は 3.4 OA 方針の運用に関する質問）。方針の適用を免除された論文の書誌事項は管理していないという機関が多いが、一方で、論文のダークアーカイブを行っている機関もあり、事前に対応を検討しておくべき事項のひとつであると思われる。エンバゴ期間の管理や著作権ポリシーの確認は、著者や対象者でなく図書館職員が確認を行っている機関が多かった。また、これ以外にも方針対象者の負担を軽減する方策を実施しているという機関が過半数を超えている。具体的な方策としては、申請手続きの簡素化やシステム化、ゴールド OA 論文の申請手続きの省略、対象論文を特定し著者に連絡、教員向け説明資料や共著者同意依頼の雛形の作成などの回答があり、OA 方針の策定・実施にあたって検討しておくこと、対象者の負担軽減につながるとと思われる。

### 2.4 策定後の取り組み・評価に関して

方針策定後の活動や、現時点での評価・課題点について、質問を行った（詳細は⇒3.5 策定後の取り組み・評価に関する質問）。方針策定後の働きかけとして、メール等での登録依頼

や教授会での説明など、方針対象者への直接的な働きかけを行っている機関が多い。策定後に業務変化があったという機関は過半数を超えており、担当者の業務負担が増えたという回答がある。その一方、方針策定に伴い登録業務の見直しや効率化を進め、コンテンツ登録数が増加した、機関内のリポジトリ業務の重要度やプレゼンスが高まったとする回答があり、方針策定が担当部署にとってプラスの効果があったと感じられていることもわかった。現在の問題点や課題としては、OA 方針の周知や理解を深める必要があると述べる機関が多い。OA 方針の策定自体はゴールではなく、その後も地道な周知活動を粘り強く続ける必要があることが示されている。

### 3 調査結果

#### 3.1 基礎情報

問 1. 回答機関名

(省略)

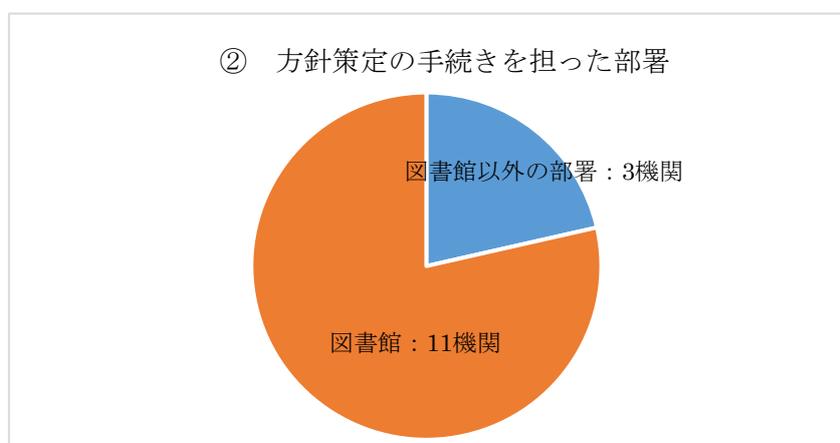
#### 3.2 策定過程に関する質問

問 2. 方針策定のための手続きを主に担ったのは図書館ですか、図書館以外の部署(部局)ですか？

図書館

図書館以外の部署(具体的に) 《自由記述欄》

図書館が担ったという機関が 11 機関、図書館以外の部署が担ったという機関が 3 機関であった。図書館以外の具体的な部署については、産学連携・研究推進課、図書館長を含む研究公正にかかる法人の委員会、図書館職員を含む部局横断的な「オープンアクセス化ワーキンググループ」が担ったという機関などがあった。



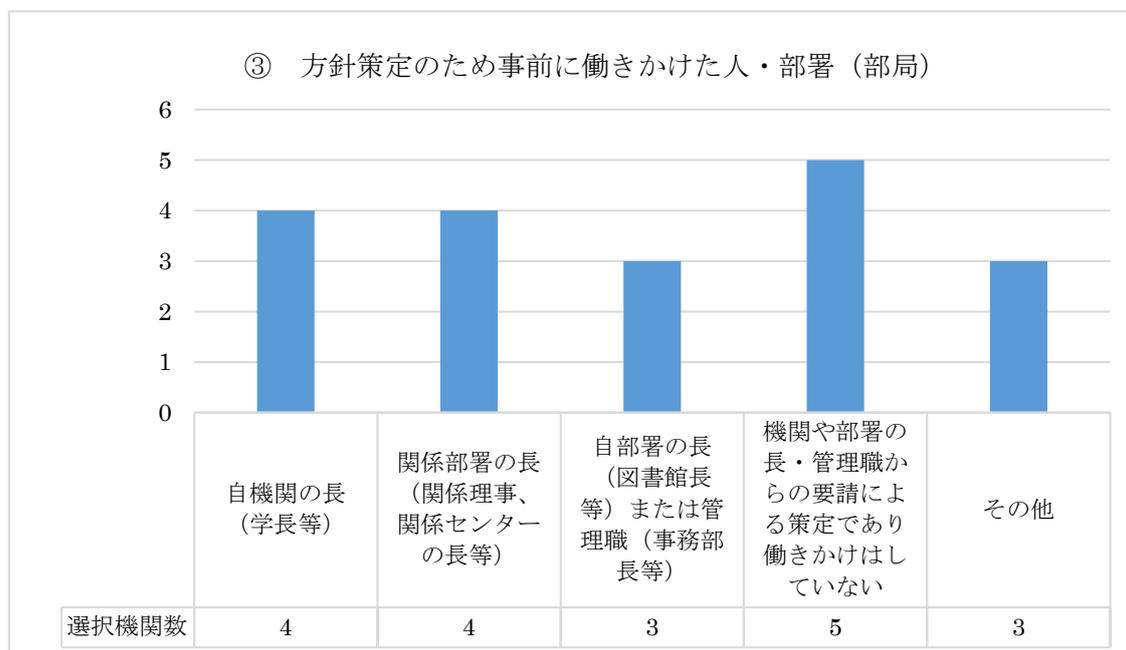
【自由記述欄の回答：3 機関】

- 産学連携・研究推進課
- 研究担当理事の主導により、学長、理事、副学長、部局長等で構成される「総合戦略会議」の下の「研究アドミニストレーション・オフィス」のなかに設置された「オープンアクセス化ワーキンググループ」（教員 6 名、事務職員 5 名。事務職員のうち図書館職員 1 名、その他は総務企画課、情報企画室、研究協力課の職員）
- 研究公正にかかる法人の委員会（図書館長が同委員会のメンバー）

問3. 0A 方針を策定するため、事前にどのような人や部署（部局）に働きかけをしましたか？また、どのような働きかけを行いましたか？（複数回答可）

- 自機関の長（学長等）（働きかけの先と方法を具体的に）《自由記述欄》
- 関係部署の長（関係理事、関係センターの長等）（働きかけの先と方法を具体的に）《自由記述欄》
- 自部署の長（図書館長等）または管理職（事務部長等）（働きかけの先と方法を具体的に）《自由記述欄》
- 機関や部署の長・管理職からの要請による策定であり、働きかけはしていない
- その他（具体的に）《自由記述欄》

「機関や部署の長・管理職からの要請による策定であり、働きかけはしていない」という機関が5機関だった。事前に何らかの働きかけを行ったという機関は6機関で、「自機関の長（学長等）」、「関係部署の長（関係理事、関係センターの長等）」への働きかけを行った機関が4機関、「自部署の長（図書館長等）または管理職（事務部長等）」に3機関が働きかけを行ったと回答している。働きかけの方法としては、会議での了承を得た、または図書館長から学長・関係部署の長等に対しての個別の説明を行ったという回答であった。その他、0A 方針の策定は図書館長からの問題提起や発案から進められたという回答も見受けられた。



【” 自機関の長（学長等）働きかけ先・方法” 自由記述欄の回答：4 機関】

- 学長推奨とするために学内意思決定会議で了承
- 図書館長が学長と局長へ機関リポジトリへの論文登録の充実について説明

- 学長(理事長)に、図書館長が個別に働きかけた
- 館長が学長に対して、国内関連政策動向と併せ、オープンアクセス方針策定の意義を口頭で説明した。

【” 関係部署の長（関係理事、関係センターの長等）働きかけ先・方法” 自由記述欄の回答：4 機関】

- 学内会議で説明
- 図書館基盤整備委員会→商議員会→役員会→部局長会（部局持ち帰り意見収集）→役員会（承認）→教育研究評議会（承認）
- 各関係部局の長あて、図書館長が個別に働きかけた
- 館長が研究担当理事に対して、国内関連政策動向と併せ、オープンアクセス方針策定の意義を口頭で説明した。

【” 自部署の長（図書館長等）または管理職（事務部長等）働きかけ先・方法” 自由記述欄の回答：3 機関】

- 上記の「図書館基盤整備委員会→商議員会」が自部局内
- 図書館長から学長への働きかけ
- 学術情報センター長あて図書館長が個別に働きかけた

【” 機関や部署の長・管理職からの要請による策定であり働きかけはしていない” 自由記述欄の回答：5 機関】

- 図書館から働きかけることはしていない
- 2015 年の夏頃に情報管理施設長(図書館長)の発案によりオープンアクセス戦略検討ワーキングが立ち上がり、オープンアクセス方針について審議が行われ、11 月に報告書にまとめられた後、12 月にセンター会議で「オープンアクセス方針」が採択された。
- 働きかけはしておりません
- [この選択肢を選択した意]
- [この選択肢を選択した意]

【” その他” 自由記述欄の回答：3 機関】

- 2015 年 4 月の内閣府「我が国におけるオープンサイエンス推進のあり方について」等オープンサイエンス推進の動きを受けて、図書館長から図書館職員に、早急に対応する必要があるのではないかとの問題提起があった。この問題には図書館単独でなく大学全体として取り組む必要があるという認識のもと、まず、2015 年 7 月に研究担当理事にオープンサイエンスの必要性を説明し、理解を得た。その後 8 月の学長企画会議・9 月の教育研究評議会で学長・他の理事・部局長等への理解を得、10 月の理事や関連部

署（IR室、研究支援・産官学連携センター・産学連携・研究推進課）との打ち合わせを経て、本学においては当面オープンアクセスについて検討していくこと、オープンアクセス方針については研究戦略室で検討し、役員会・評議会で協議し策定を目指すこと等が確認された。これを受けて、研究戦略室会議で〇〇〇〇大学の研究戦略としてオープンサイエンスの考え方が承認→研究戦略室からオープンアクセス方針の文案を作成するよう図書館に依頼→産学連携・研究推進課が役員会への議題の提出等裁定までの手続きを行う という流れで2016年1月19日の裁定となった。

- ・H17-18年度 「学術成果発信小委員会報告書案（〇〇〇〇大学学術成果コレクションの今後の在り方について）」の検討。「学内コンセンサスの形成」について議論される。・H18年度 第5回学術成果発信小委員会にて、「学術成果発信小委員会報告書案」を作成。報告書内で、〇〇〇〇大学学術成果コレクション運用方針（案）を本学全体の方針とすることを提案している。・H18年度 第205回図書館委員会にて、「学術成果発信小委員会報告書」を承認。館長より「〇〇〇〇大学学術成果コレクション運用方針（案）」を全学的に周知する方策等を考えたい旨の発言があった。・H19年度 第208回図書館委員会にて、「平成19年12月19日の部局長連絡会議で、館長から『〇〇〇〇大学学術成果コレクション運営方針』について説明・報告がなされ、大学としてこの運営方針を宣言し、学術成果コレクションの推進を図ることとなった」旨の報告があった。
- 附属図書館長・事務部長らの発案により、役員・教員に対する説明を経て策定された。主な流れは以下の通りである。・2015年5月 大学マネジメント・ミーティング オープンサイエンスについて役員へ説明 ・2015年7月 附属図書館商議委員会 〇〇〇〇大学学術情報リポジトリ専門委員会でのOA方針検討を承認 ・〇〇〇〇大学学術情報リポジトリ専門委員会・同専門部会で検討 途中、各部局教授会等での説明も実施 ・2015年12月 附属図書館商議委員会 方針案を決定 ・2016年1月 教育研究評議会 方針を決定

問4. 方針策定にあたって課題となった点や苦勞した点、および、それをどのように克服したかを教えてください。《自由記述欄》

【自由記述欄の回答：12機関】

- オープンアクセスを大学全体として進めることについて合意を得ること。 →理事に複数回説明し、関連部署とも話し合いを重ねることで理解を得た。
- 学内で生産される成果にはクリエイティブ・コモンズ（以下、CC）表示国際パブリック・ライセンス（CC BY）の採用を原則とすることが、オープンアクセスの議論を学内で開始した当初（2016年1月）からの流れであったが、ワーキンググループでの検討を進める中で、著作権とCCライセンスについて教職員の理解を深める必要があるとの意見があり、2016年7月に専門の弁護士を招いた教職員研修会を実施した。

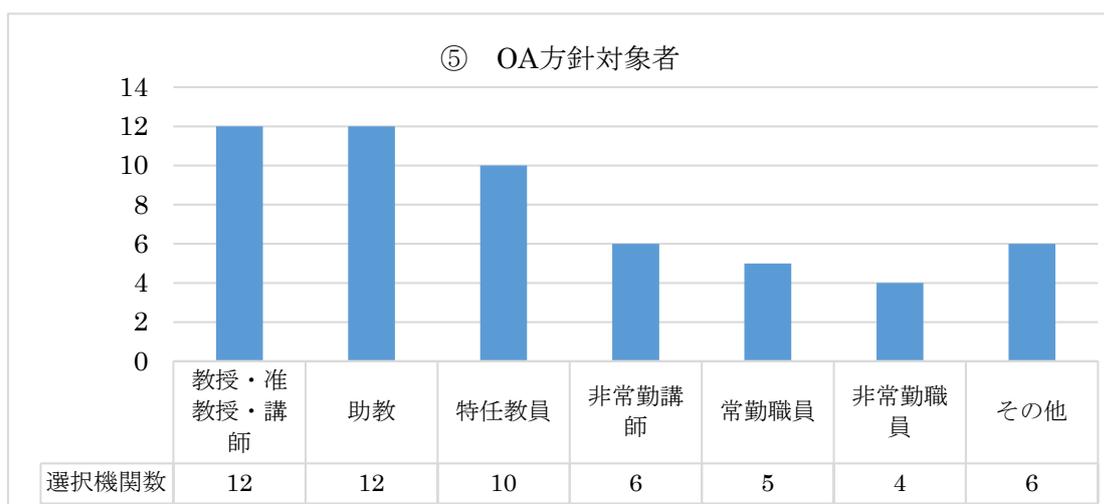
- オープンアクセスについてある程度理解をしていただける方がいたが、学内において少数派であり、また、オープンアクセスにした場合のインセンティブについて明確に示すことができなかった。ただし、意義についての反対まではなかったため執行部での了承・策定できたが、実際の運用については理解をしていただくことから（個別教員への説明と同様に）始めた。
- ・機関リポジトリへの情報の集約 ・論文公開プロセスの見直し ・〇〇〇〇[機関略称]以外の出版物の公開
- 義務化の問題。教員個人でなく、大学の責務とした。
- 学長から登録の「義務化」とはしないとの意見があり現実的な成果を期待して説明会では「強く推奨」とし、教員に協力を求める形をとった。
- 教員の負担を減らすことが課題であり、業績データベースからリポジトリへの入力を可能にして克服した。
- ・方針の文案は京都大学のものを下敷きにして作成した。OA の理念自体に反対する教員はほとんどおらず、具体的な OA 方針実施要領は次年度に作成することにしていたため、2015 年度の専門委員会・専門部会での方針案の策定過程で特に大きな苦労はなかった。 ・一部の教員から義務化について強い反対があり、説得できなかったため、義務化ではないということになった。
- 教員の負担は、著者最終稿の提出のみであり、それ以上に教員に負担がかかるような公開を行わないことを教員へ説明した。対象とする論文をどうするか、Gold を含めるかどうかなどが、課題であり、Gold 論文や他のリポジトリに登録済(または登録予定)のものを必須としないこととした。
- 主に米国の大学の先行例を参考にしたが、日米で環境が異なるため、文案を策定するのに苦労した。 オープンアクセスの趣旨に沿いながらも、本学個別の環境に適合した文案を策定することが方針実施の前提になると考え、対応した。 教員の質問への対応についても、学術分野の慣習等の相違から、説得力のある説明をすることが難しい場合もあった。 各質問に対してその都度最もふさわしいと考えられる回答を重ねることで、教員の見方に対する自らの理解を深め、教員とのコミュニケーションに努めた。
- 特になし。今後の課題としては英文版の作成。

### 3.3 OA 方針の内容に関する質問

問5. OA 方針の対象者について、あてはまるものをすべて選んでください。

- 教授・准教授・講師
- 助教
- 特任教員
- 非常勤講師
- 常勤職員
- 非常勤職員
- その他(具体的に)《自由記述欄》

「教授・准教授・講師」「助教」は12機関、「特任教員」は10機関が対象としている。「非常勤講師」は6機関が、「常勤職員」と「非常勤職員」を対象としている機関はそれぞれ5機関、4機関。他、特に館長の認めたもの、学長・理事・助手、規則で定める「役員」及び「大学教員」、所属大学研究者情報のIDを取得している学術研究員等があげられている。



【”その他”自由記述欄の回答：6機関】

- 本学のOA宣言・OA方針には対象者について列挙または限定した記述はないが、OA宣言のなかに「本学は、そこに集うすべての教職員と学生によって生み出された教育・研究の成果が、人類の普遍財であると理解している」との一節があることから、少なくとも設問の選択肢として挙げられたものはすべて含むと思われます。
- 学内プロジェクト
- 特に館長の認めた者
- 学長、理事、助手
- 本学の規則で定める「役員」及び「大学教員」
- ○○○○大学研究者情報のIDを取得している学術研究員

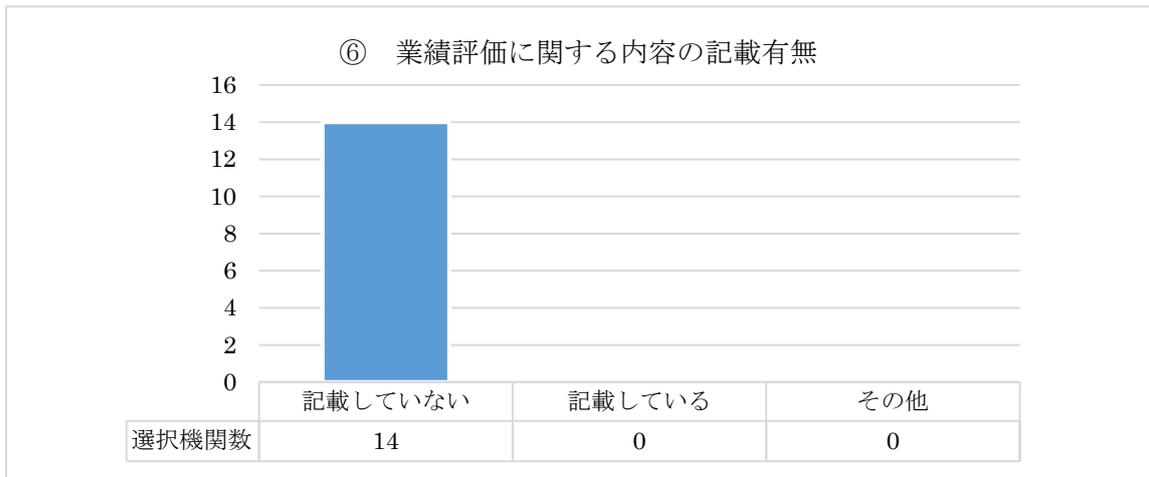
問6. OA 方針に大学における業績評価に関する内容を記載していますか？記載している場合は、その内容を教えてください。

記載している（内容を具体的に）《自由記述欄》

記載していない

その他(具体的に) 《自由記述欄》

回答機関全て、業績評価に関する内容は記載していなかった。



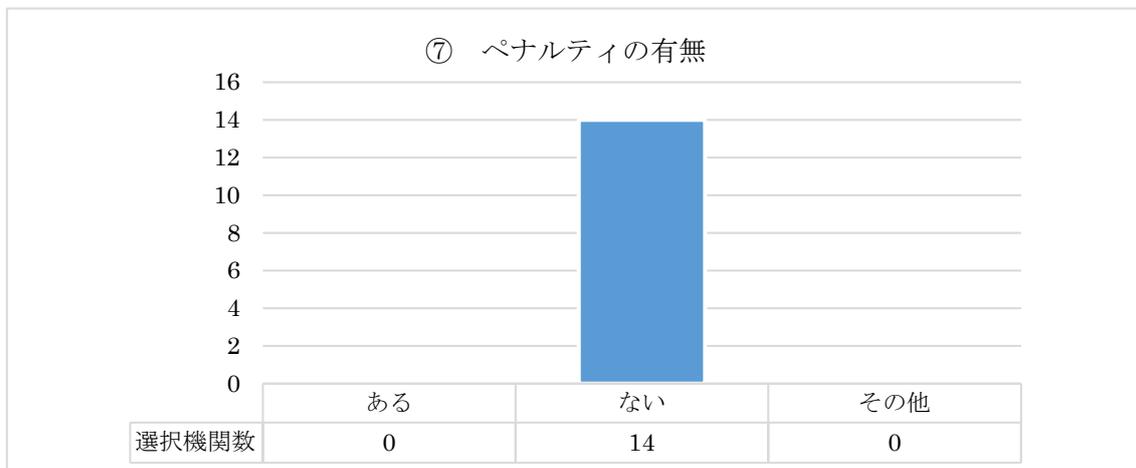
問7. OA 方針を順守しない場合ペナルティはありますか？あればその内容を教えてください。

ある（内容を具体的に）《自由記述欄》

ない

その他(具体的に) 《自由記述欄》

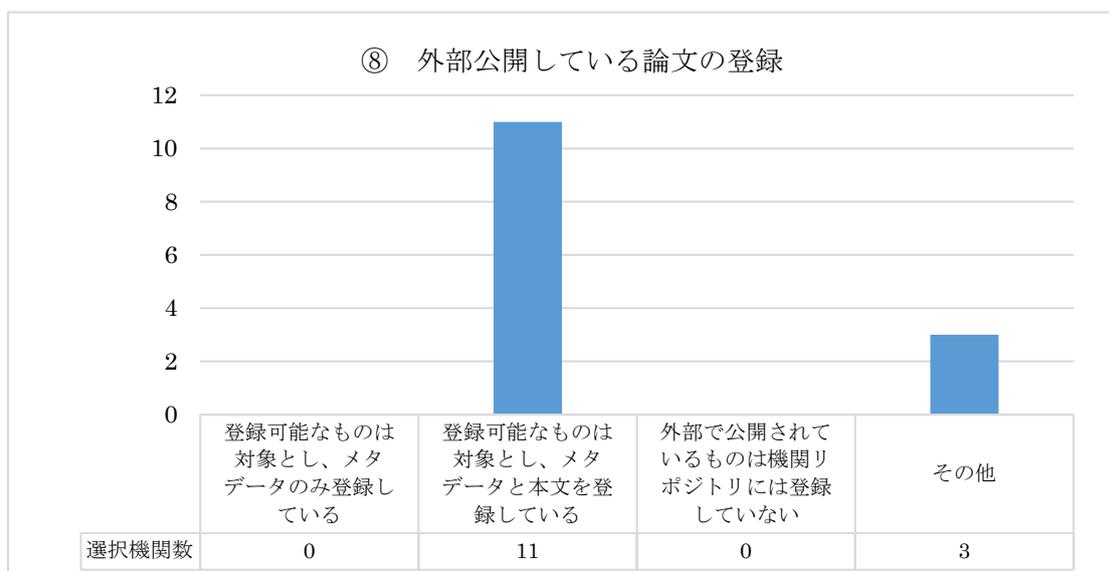
回答機関すべてペナルティを設けていなかった。



問8. ゴールドOA論文（OAジャーナルに投稿し、出版社のWebサイトで公開）や外部リポジトリ（arXiv等）に登録済みの論文も登録対象としていますか？また登録対象としている場合は、メタデータ（外部サイトのURLリンク等も含む）のみの登録ですか？

- 登録可能なものは対象とし、メタデータのみ登録している
- 登録可能なものは対象とし、メタデータと本文を登録している
- 外部で公開されているものは機関リポジトリには登録していない
- その他（具体的に）《自由記述欄》

11 機関が「登録可能なものは対象とし、メタデータと本文を登録している」と回答した。「その他」とした3機関は、外部公開されている論文は原則対象とはしていない、本人の希望により登録をしている、外部公開しているものに関しては登録をしない方向に見直しをしている、といった回答であった。



【”その他”自由記述欄の回答：3機関】

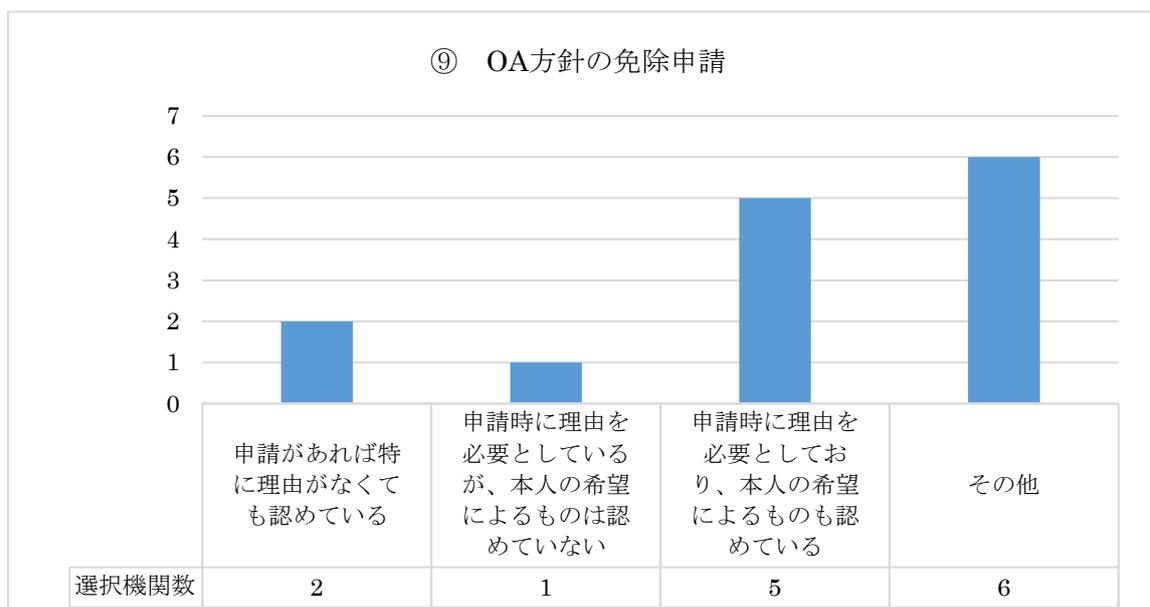
- 本人の希望があれば機関リポジトリにも登録する。
- メタデータと本文を登録していたが、登録しない方向へ見直し中である。
- 原則として対象ではないが、希望があれば本文、メタデータともリポジトリに登録できる。

### 3.4 OA 方針の運用に関する質問

問9. OA 方針の免除申請は、OA 方針対象者から申請があれば理由がなくても認めていますか？それとも理由を必要としていますか？理由を必要としている場合は、著者本人の希望でも可としていますか？

- 申請があれば特に理由がなくても認めている
- 申請時に理由を必要としているが、本人の希望によるものは認めていない
- 申請時に理由を必要としており、本人の希望によるものも認めている
- その他（具体的に）《自由記述欄》

5 機関が「申請時に理由を必要とし、本人の希望についても認めている」と回答した。2 機関は「申請があれば特に理由を必要とせず認めている」、1 機関は「申請時に理由を必要としているが、本人の希望については認めていない」と回答した。「その他」と回答した6 機関では、義務規定でないため免除申請を想定していない機関、「申請時に理由を必要としており、本人の希望によるもののみ認めている」としているという機関、免除に関しては研究成果を発行する学内の機関や部署の判断による、といった機関などがあつた。



#### 【”その他”自由記述欄の回答：6 機関】

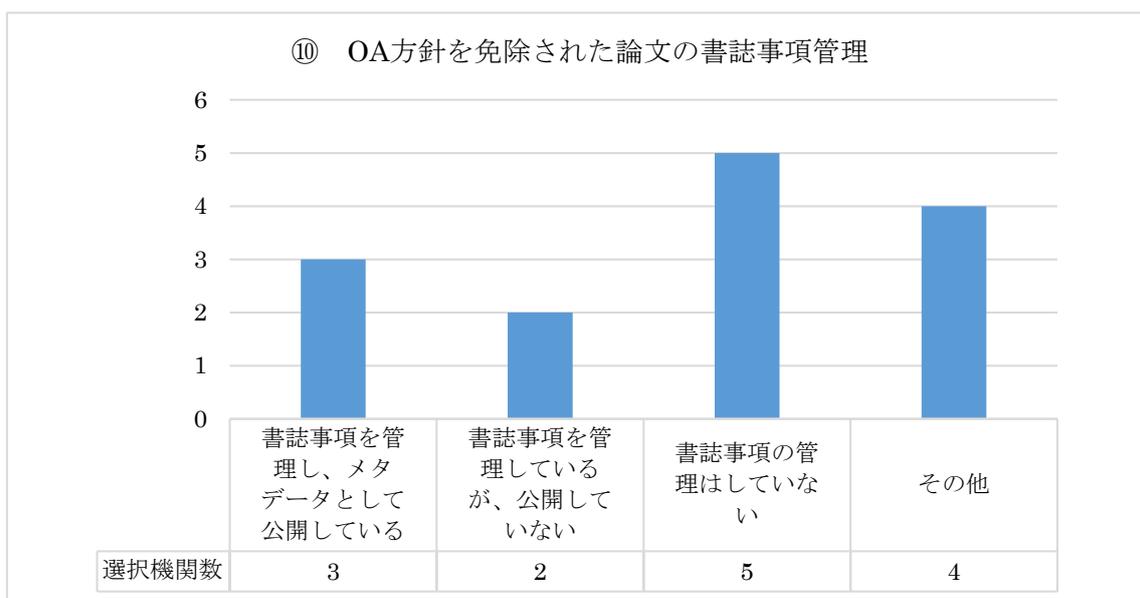
- 義務化していないため、免除申請を想定していない。
- 研究成果を発行する学内の機関や部署の判断による
- 申請時に理由を必要としており、本人の希望によるもののみ認めている
- 本学の方針は「公開することを強く推奨する」ものであり、基本的に OA 方針対象者からの申出をもとに公開を進めるものであるため「OA の免除申請」自体がない。

- OA 方針が義務でないため免除申請はなし
- 著者最終稿の提供依頼に対して、提供できない理由を回答してくる対象者はいるが、申請方式を取っていないので、回答がない＝理由不明のまま、提供されない場合がある。

問 10. OA 方針を免除された論文について、その書誌事項の管理や公開は行っていますか？

- 書誌事項を管理し、メタデータとして公開している
- 書誌事項を管理しているが、公開していない
- 書誌事項の管理はしていない
- その他（具体的に）《自由記述欄》

「書誌事項の管理はしていない」という機関が 5 機関で最多、3 機関は「書誌事項を管理し、メタデータとして公開している」、2 機関は「書誌事項を管理しているが公開していない」と回答した。「その他」の 4 機関からは、義務規定でないため免除申請を想定していないという回答などがあつた。



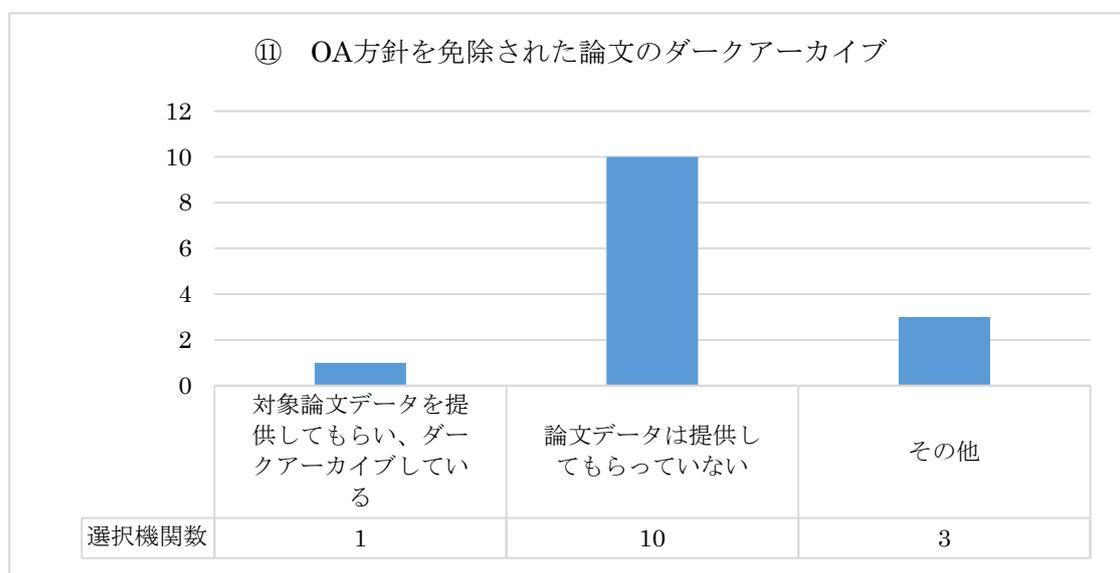
【”その他” 自由記述欄の回答：4 機関】

- 義務化していないため、免除申請を想定していない。
- 「OA 方針を免除」の程度による。本学の方針では CC BY での公開を原則としているが、その例外としたものでも、研究成果を発行する学内の機関や部署からリポジトリ登録・公開可のものとしてデータ提供があれば、メタデータと本文を登録・公開する。データ提供がなければ、OA 方針を免除されたものかどうかを問わず、何も登録しない。
- OA 方針が義務でないため免除申請はなし
- 未定

問 11. OA 方針を免除された論文について、OA 方針対象者から対象となる論文データを提出してもらい、ダークアーカイブ（非公開でのリポジトリ登録またはリポジトリ外での保管）をしていますか？

- 対象論文データを提供してもらい、ダークアーカイブしている
- 論文データは提供してもらっていない
- その他（具体的に）《自由記述欄》

「論文データを提供してもらっていない」機関が 10 機関であった。1 機関は「対象論文を提供してもらい、ダークアーカイブしている」と回答した。「その他」とした 3 機関では義務規定でないため免除申請を想定していないという回答などがあつた。



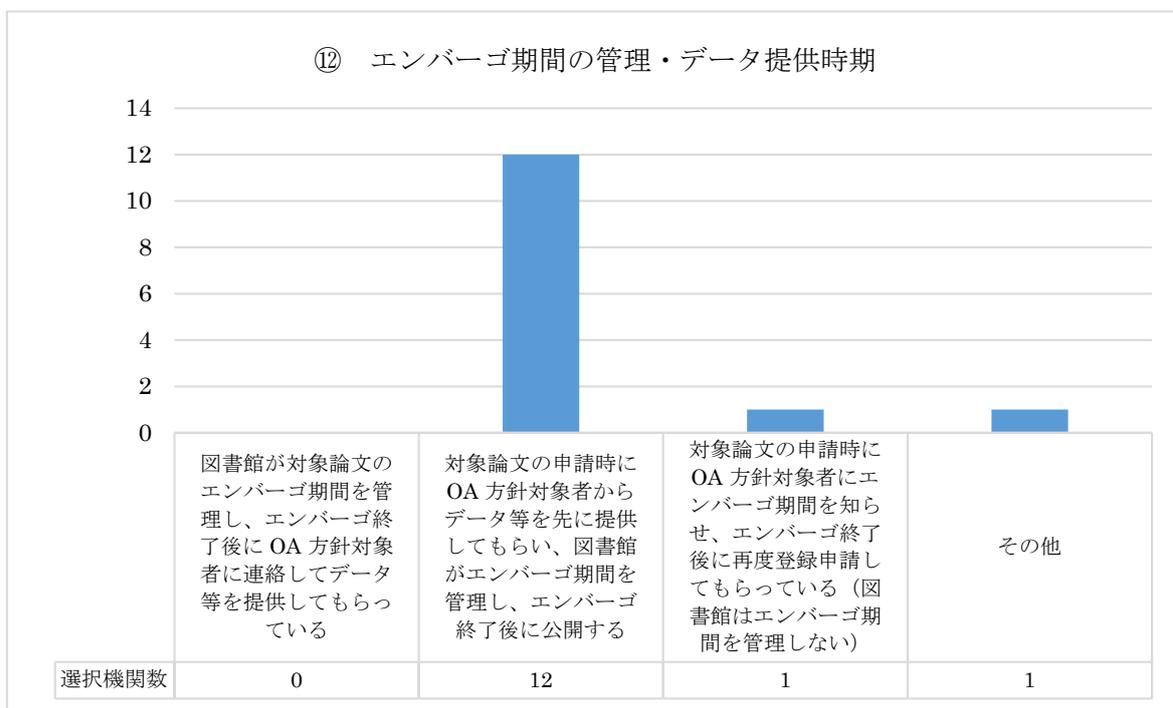
【”その他”自由記述欄の回答：3機関】

- 義務化していないため、免除申請を想定していない。
- OA 方針が義務でないため免除申請はなし
- 未定

問 12. エンバーゴ期間が設定されている論文は、誰がエンバーゴ期間を管理していますか？また、そのデータ等はいつ頃提供してもらっていますか？

- 図書館が対象論文のエンバーゴ期間を管理し、エンバーゴ終了後に OA 方針対象者に連絡してデータ等を提供してもらっている
- 対象論文の申請時に OA 方針対象者からデータ等を先に提供してもらい、図書館がエンバーゴ期間を管理し、エンバーゴ終了後に公開する
- 対象論文の申請時に OA 方針対象者にエンバーゴ期間を知らせ、エンバーゴ終了後に再度登録申請してもらっている（図書館はエンバーゴ期間を管理しない）
- その他（具体的に）《自由記述欄》

12 機関が、「対象論文の申請時に OA 方針対象者からデータ等を先に提供してもらい、図書館がエンバーゴ期間を管理し、エンバーゴ終了後に公開する」と回答し、1 機関が「対象論文の申請時に OA 方針対象者にエンバーゴ期間を知らせ、エンバーゴ終了後に再度登録申請してもらっている（図書館はエンバーゴ期間を管理しない）」と回答した。「その他」とした 1 機関では、「図書館はエンバーゴ期間を管理しない」という点については該当しているという回答であった。



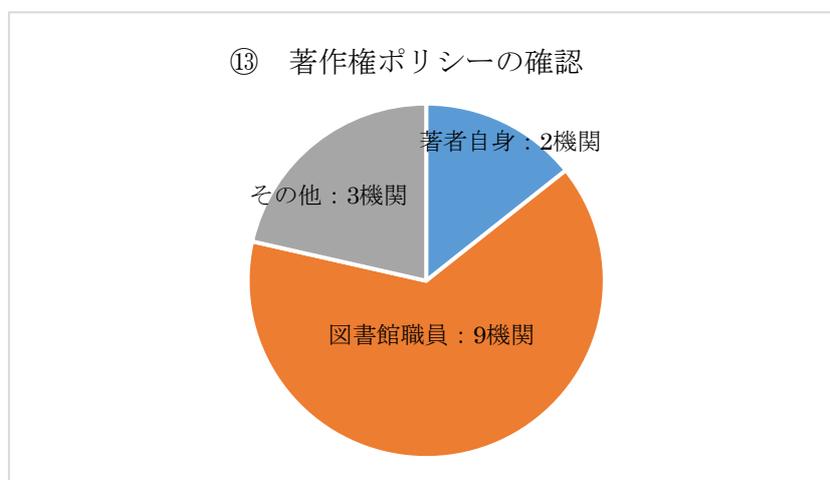
【”その他”自由記述欄の回答：1 機関】

- 「図書館はエンバーゴ期間を管理しない」が該当しますが、3つめの選択肢の本文の意味するところがよく理解できなかつたため、「その他」に記入しました。

問 13. 出版社の著作権ポリシーの確認は誰が行っていますか？

- 著者自身
- 図書館職員
- その他（具体的に）《自由記述欄》

「図書館職員」が確認を行っているという機関が9機関、「著者自身」が確認を行っている機関が2機関である。「その他」と回答した3機関は、職員・著者のどちらか、または両方で確認を行っているという機関であった。



【”その他”自由記述欄の回答：3機関】

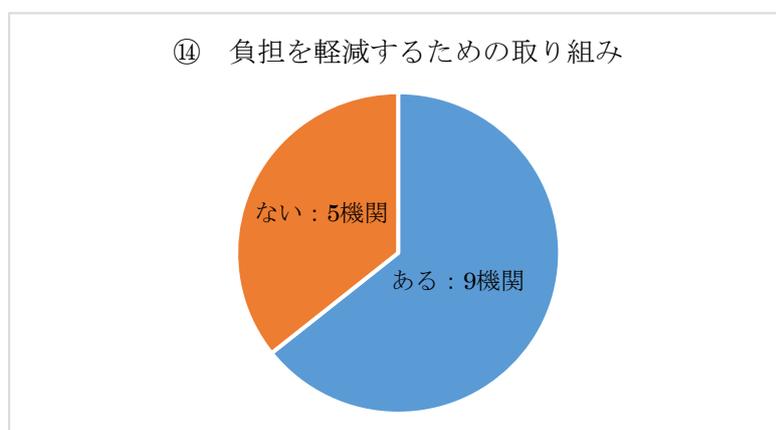
- 公開が可能かどうかの確認等は著者たる教職員等が行うものとしているが、図書館職員も確認している
- 著者または図書館職員 博士論文は著者と指導教員
- 著者自身及び図書館職員、その他業者に一部を依頼している。

問 14. OA 方針対象者の負担を軽減するため、エンバーゴ期間の管理や出版社の著作権ポリシーの確認以外に、図書館として実施している方策はありますか？ある場合は具体的な方策を教えてください。

ある（具体的に） 《自由記述欄》

ない

「ある」と答えた機関が9機関、「ない」と答えた機関は5機関であった。軽減する具体的な方策としては、メール申請の導入、申請書様式の変更、独自システムの利用や研究者情報データベース等の業績データベースとの連携による申請・論文ファイル提供作業の負担軽減、登録申請を不要とするコンテンツを取決める、登録対象となる論文をリポジトリ担当者が調査・確認し登録を呼びかける、といったものがあげられた。



【”ある”自由記述欄の回答：9機関】

- ・メール申請の導入 ・申請書様式の変更（押印や共著者の同意に関する項目の省略等） ・CCライセンス付き論文については申請不要で登録 ・ガイドライン（基礎知識や手続き等をまとめた解説資料）の作成 ・図書館でポリシーの確認等を行い登録可能な論文を特定してから教員に照会
- Web of Science を調査し、対象論文について著者にリポジトリ登録を呼びかけている。教員はメールに対象論文を添付するだけで、他の登録にかかる作業は図書館が行っている。
- (1) 出版社版を入手可能かつ出版社が著作権者で出版社版公開を許諾する場合、事前に教員に確認せず事後報告。原稿も図書館が入手している。 (2) 研究成果情報を WoS 以外に研究者情報 DB からダウンロードして確認している。
- 業績データベースからの登録を可能にしていること。
- 週に1度データベースより本学教員の論文情報を取得し、OA 方針の下にリポジトリ登録可能なものについては、著者からの申出に関わらず登録している。著者には著者版が

必要な場合のみ提供を求めている。

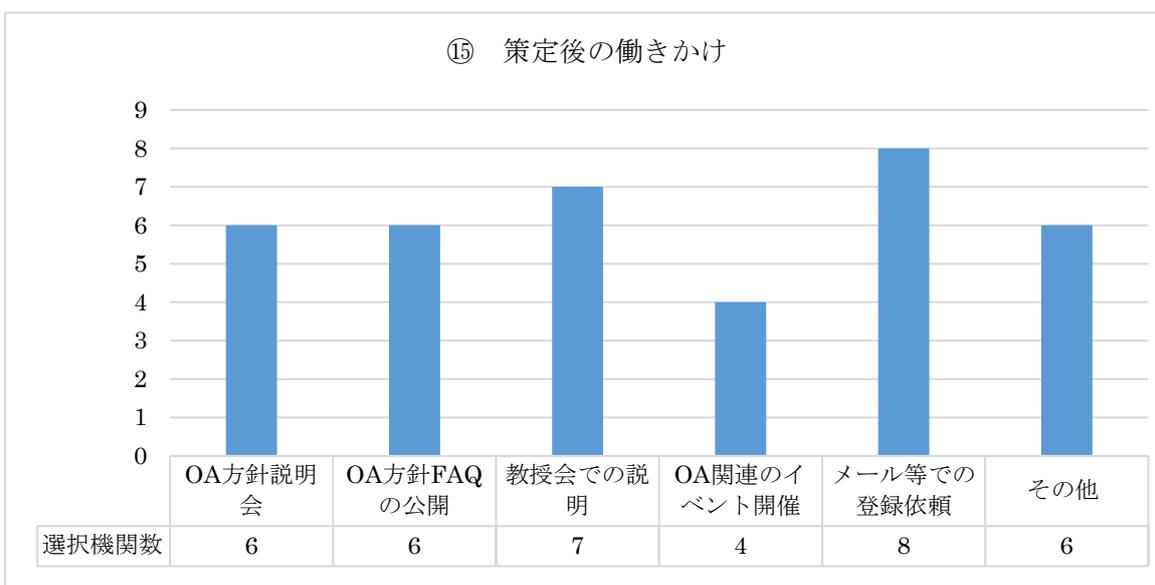
- ○○○○大学研究者情報との連携（2018.1～）によって、教員が業績データベースにメタデータを登録する際に本文ファイルの提供及び免除申請ができるようになる予定。
- 対象者が図書館からの著者最終稿の提出依頼メールに記載した URL をクリックし、論文データをアップロードする論文収集システムを本学情報基盤センターが開発し、提出の手間を軽減した。
- 独自のリポジトリ登録システムを構築している。Scopus、researchmap からデータを取り込んでおり、教員が ID でログインしたら自身の論文がリストアップされている。教員はそこから選んでボタン操作だけで登録申請ができる仕組みとなっている。また、共著者に合意を取る際に利用できるメール文面の雛形を用意している。
- CHOR-JST オープンアクセス試行プロジェクト（2016～2017年）に参加し、資金提供を受けた研究の論文を出版社サイトで公開してメタデータを機関リポジトリへ一括登録するというセルフアーカイビングに依らない新しいモデルについて検証を行った。今後、運用ベースで継続の見込みである。

### 3.5 策定後の取組み・評価に関する質問

問 15. OA 方針の策定後に、学内の研究者への働きかけとして実施した取り組みなどがありますか？（複数回答可）

- OA 方針説明会
- OA 方針 FAQ の公開
- 教授会での説明
- OA 関連のイベント開催
- メール等での登録依頼
- その他（具体的に）《自由記述欄》

「メール等での登録依頼」を最多 8 機関が実施している。次いで、7 機関が「教授会での説明」を実施し、「OA 方針説明会」「OA 方針 FAQ の公開」については 6 機関が、「OA 関連のイベント開催」を 4 機関が実施している。その他の取り組みとしては、新任教員オリエンテーションでの説明、掲示物による広報、ニュースレターの発行、学内プロジェクト代表者への説明、教員へのインタビュー実施等があげられている。



【”その他”自由記述欄の回答：6 機関】

- 学内プロジェクトの代表者を訪問し、方針について説明した
- 所内掲示物での広報
- 教員へのインタビューの実施
- OA 方針に関する情報を記載したニュースレターの発行
- 新任教員オリエンテーションでの説明
- 新任教員 FD プログラムでのフライヤー配布

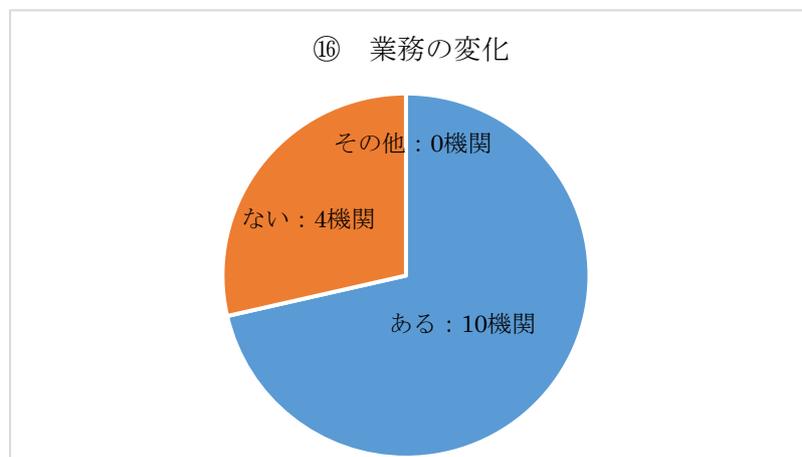
問 16. OA 方針を策定したことによって、体制等を含め業務に変化がありましたか？変化があった場合は、どのような内容か教えてください。

ある（内容を具体的に）《自由記述欄》

ない

その他(具体的に) 《自由記述欄》

体制等を含む業務の変化の有無について、「ある」と回答した機関が 10 機関、「ない」と回答した機関が 4 機関であった。「ある」とした機関の具体的な変化については、業務の重要度の向上、業務量・負担の増加、登録作業担当者の設置がされた、論文登録数の増加（増加傾向）、他係との協力体制ができた、登録作業の効率化が進んだといった回答があった。



【“ある”自由記述欄の回答：9 機関】

- リポジトリコンテンツの充実が館内の重点事項に挙げられる等、業務の重要度が高まった。
- 人数体制は変わらなかったため担当職員の業務が増えた
- 本学機関リポジトリの運営が本学全体の事業として位置づけられ、本学機関リポジトリへの論文登録作業を行う担当の設置につながった。
- 学術雑誌掲載論文の登録数が増えた。メールによる登録依頼の準備作業の負担が増えた。
- ・他係との協力体制ができた ・OA 方針対象者の負担軽減のための方策(問 14-(1)(2))の開始 ・登録依頼フローの見直し・フローチャート作成
- 業績データベースシステムとの連携を行うこととなり、教員の論文提出を容易にすることで、論文登録を推進することができた。また、論文収集公開の作業をする図書館も、作業を効率的に行えるようになった。
- 策定前は、登録依頼後に、著者の回答を待って登録していたが、策定後は、出版社版の公開が認められているものについては、著者の承諾がなくとも登録が可能になった。

- セルフアーカイブの件数や図書館への登録依頼は増加傾向にあるが、劇的な増加とは言えない。現状では、人員の増加等の体制変更は行っていない。
- CC-BY で公開されているオープンアクセス論文については、教員の申請を待たずに登録することができるようになった。

問 17. OA 方針を策定したことによって、よかった点を教えてください。《自由記述欄》

【自由記述欄の回答：11 機関】

- 機関リポジトリが大学の方針に基づいて行う業務であることを裏付けられたこと。
- 多くの学内の重点的な研究に関する論文をリポジトリに収録することができた。学内でのリポジトリの認知度が高まった。
- 教職員に成果物の提供を依頼するときの後ろ盾ができた
- 本学機関リポジトリへの論文掲載を教員に依頼する際に「根拠」として挙げることが出来るようになり、より理解されやすくなった。
- ・図書館内外で OA についてコミュニケーションの機会が増え、課題が明確になった ・ 依頼の増加により、経験値が増えた
- 過去数年分の発表論文を集めるのに効果的だった。また、運用指針ができたことで、それまでの収集方法や登録スケジュールなどを見直すことにつながり、教員とのコンタクトもとりやすくなった。
- 速やかな登録が可能となった。
- ・リポジトリの立ち上げ期に比べれば、リポジトリや OA に対する研究者の理解が格段に進んでいることが確認できた。 ・OA 方針策定が、リポジトリや OA について改めて研究者と議論するきっかけになっている。
- 論文データの収集が容易になった
- 機関リポジトリ登録の必要性に対する根拠ができたので、教員に登録を促しやすくなった。また、CC-BY の論文については申請を待たずに図書館で登録ができるようになったので、その分登録数が増えた。
- 特になし。

問 18. 現在、問題点や課題と思われることがありましたら、教えてください。《自由記述欄》

【自由記述欄の回答：13 機関】

- 安定した実施体制の確立、人材の確保・育成・維持、学内研究者の認知度向上。
- リポジトリ登録の義務化となっているが、実際は、それぞれの学内プロジェクトに毎回リポジトリ登録を働きかける必要がある。また、リポジトリ登録の義務化をおこなった

平成 23 年度時点で、学内または図書館の規定として成文化した OA 方針を作成していなかったため、規定としての OA 方針が存在していないという状況になっている。

- ・所内教職員へのオープンアクセスの浸透 ・所内出版物以外のコンテンツ増加
- 本学機関リポジトリでは収録データについてメタデータのみでの公開を行わないこととしているが、一部の教員より、エンバーゴ期間が設定されている論文について、エンバーゴ期間中でも論文の情報を広く公開したいのでメタデータを先行公開してほしい、との要望が挙がっている。また、論文執筆時に使用した研究データの収録先として利用できないか・データファイルそのものの公開は掲載論文の発行と同時としたいが、論文本文内にデータの URL を記載したいので、メタデータのみ先に公開して URL を確定させることはできるだろうか、といった問い合わせも出て来始めている。そのため、メタデータと本文ファイル（もしくはデータファイル）の公開タイミングの見直しの必要性について検討を始めているところである。
- OA ポリシーの対象となる論文の捕捉が難しい。
- ・登録申請の方法の改善 例) 原稿送付方法（現在はメール）、研究者情報 DB との連携 ・図書館内での OA 推進体制の整備 ・他部局（URA、研究評価担当部署）との連携
- 著作権ポリシーの確認作業が難しいこと。時間がかかります。
- ・要領の作成 ・OA 方針の継続的な学内周知 ・ゴールド OA など公開済の場合にリポジトリでの公開を承諾してもらえない場合がある。 ・編集者としての立場を持っている著作者からリポジトリが、労せず複製版を載せようとしているように思われたことがある。 ・著作物をインターネットで公表することに全般的な不安を感じる著作者もおり、著作権などについても理解を深めて貰うことが必要だと感じる。
- ・〇〇〇〇大学 OA 方針は義務ではなくペナルティも伴わないため、OA 方針策定だけでは効果は限定的で、結局は説明会等の粘り強い広報活動をしていく必要がある。 ・人員の増強（システム担当係とリポジトリ担当係を兼ねてもいるため）。 ・〇〇〇〇大学の OA を推進していくうえで、グリーン OA だけではなくゴールド OA を含めた包括的な議論をしていくのが理想だが、できていない。
- 研究者データベースの論文リストからリポジトリへ登録可能な論文を選別する作業に手間がかかること。
- OA 方針についての理解が浸透していないので、正しく周知することが課題である。
- OA 方針策定後に、対象教員の登録申請が目に見えて増えているということがない。趣旨は理解しても、多忙な教員が進んで登録申請をするまでは至らないのかもしれない。新規論文のたびに、登録システムから登録を促すメール送信ができるよう、システムを今後改修する予定である。 また、OA 方針の認知が進んでいない。説明会を各研究科等で開催しているが、まだ全研究科では開催できていない。引き続き、OA 方針の周知に努めていく必要がある。
- オープンアクセス方針の実効的体制確立が本学の現在の課題である。

4 OA 方針成果普及タスクフォース（2017 年度） 名簿

	氏名	所属
運営委員会委員 (主査)	島 文子	北海道大学附属図書館事務部長
運営委員会委員	高橋 菜奈子	千葉大学附属図書館利用支援企画課長
作業部会員	上原 藤子	沖縄科学技術大学院大学図書館 アシスタント・マネージャー
作業部会員	小原 智未	横浜国立大学図書館・情報部 図書館情報課 図書管理係員